

特定教育・保育施設に係る行政処分について

令和4年8月31日

郡山市こども部

保育課

課長 杉内 泰史

TEL：924-3541

一般社団法人ヒューマニティー幼保学園（以下「設置者」という。）が運営する認可保育所ヒューマニティー保育園について、子ども・子育て支援法第40条第1項に基づき、下記のとおり「確認の効力の一部停止（新規利用者の受け入れ停止）6か月」の行政処分を実施するとともに、不正に受領した委託費等について返還するよう求めましたのでお知らせします。

1 処分対象 (1) 設置者の概要

名称：一般社団法人ヒューマニティー幼保学園

代表者名：代表理事 瓜生 麻美

所在地：郡山市片平町遠辺田 26-16

(2) 施設の概要

名称：ヒューマニティー保育園

施設種別：認可保育所

所在地：郡山市安積北井一丁目 28

定員等：定員 84 人（令和4年8月1日時点在籍 82 人）

2 処分内容等 処分の内容：確認の効力の一部停止（新規利用者の受け入れ停止）6か月

処分年月日：令和4年8月31日

停止期間：令和4年10月1日から令和5年3月31日まで

3 処分の理由 別紙のとおり

4 経過の概要 令和4年1月7日 令和3年12月22日に実施した定期施設監査について、書類の偽造がされていたとの通報を受け、特別監査を実施。

令和4年1月～8月 追加書類提出要求、書類精査、関係者からの聴取等。

5 不正請求委託費返還請求額

6,598,220 円

6 その他 上記処分と合わせて、特別監査において保育所に対する委託費の不適切な目的外使用（設置者が運営する認可外保育施設等で使用するための車両購入）が確認されたことから、国通知に従い、令和4年9月分及び10月分の委託費の算定において処遇改善等加算改善基礎分の加算を停止します。

別紙 処分の理由

令和4年1月7日に実施した特別監査により、以下の（１）及び（２）の事実が確認されました。

（１）保育士等の配置に係る虚偽報告

ア ヒューマニティー保育園の職員は設置者の指示の下、令和3年12月22日に実施した施設監査において、同保育所に在籍していない保育士を、勤務実態がなかったにも関わらず勤務していたものとして本市に報告し、虚偽の出勤簿、履歴書、園内掲示物及び労働条件通知書等を作成し提出した。

イ 令和元年9月以降、ヒューマニティー保育園の所長は設置者が運営する学習塾等で講師としても勤務しており、ヒューマニティー保育園の所長としての勤務実態については非常勤勤務であったにも関わらず、常勤勤務していたものとして本市に報告した。

（２）委託費の不正請求

上記（１）イの事由により、設置者は、要件を満たしていなかったにも関わらず※令和元年9月から令和2年3月まで保育所委託費における所長設置加算を請求し、受領した。また、令和2年4月から令和3年3月まで所長を設置していない場合の減額調整要件に該当するにも関わらず、減額調整を行わずに委託費を請求し、受領した。

※所長が常勤であるか否かによる委託費の加減算は、国の制度が令和元年度から令和2年度にかけ変更となったことによるものであり、不正事案の内容は同一である。

以上の行為は、子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第40条第1項第六号（虚偽答弁）及び第九号（不正又は著しく不当な行為）に該当することから、法第40条第1項の規定に基づき、不正事実の悪質性等を鑑み、法第27条第1項の確認の効力を6か月間一部停止したものです。